伊方発電所廃止措置研究に係る検討会の情報公開について

1. 情報公開の方針

企業や大学等における非公開な技術情報が含まれた資料を除き、原則公開とする。

具体的には廃止措置研究に係る検討会で使用する資料のみを対象とし、事前に企業や大学等と確認、 調整を行うとともに検討会の場において資料毎に公開可否の了解を得るものとする。

2. 情報公開の基準

上記方針に従い、具体的には下表に示す基準に準じるものとする。

なお、資料の一部分に非公開情報を含む場合、部分的に削除またはマスキング処理を行っての公開 は実施しないものとする。

文書例	公開の	小胆をの根拠し体
	可否	公開否の根拠 等
議事次第	可	
参加者名簿	可	国、県、当社については公開可とする。 ただし、その他企業については、当社グループ企業は企業名のみ公開可とし、研究実施企業は「研究開発」といった要素を踏まえ公開しない。
発電所概要等にかかる資料	可	
(核物質防護に係る情報等を除く)		
他社、メーカ等から入手した資料	否	了解を得た場合は公開可とする。
著作物からの引用が含まれる資料	否	了解を得た場合は公開可とする。
各種技術検討資料 (ノウハウ含まない)	可	
各種技術検討資料 (ノウハウ含む)	否	大学、企業等のノウハウが含まれる。
研究計画書等、研究契約・実施に係る文書類	否	大学、企業等のノウハウが含まれる。
検討会議事録 (詳細)	否	個人情報および大学、企業等の/ウハウが含まれる。
プレス用、検討会実施結果概要	可	

3. 情報管理について

廃止措置研究に係る検討会で使用する資料においては、「公開可」、「公開否」の区別を行い、文書に明記するものとする。

廃止措置研究に係る検討会の参加者ならびに関係者は、「公開否」資料について関係者外への提供 や情報の伝達等を行ってはならないものとする。

4. 情報公開の手段 (ホームページの活用)

- ・検討会終了後、速やかにホームページにアップする。
- ・検討会実施結果についてはその概要についてとりまとめる。
- ・使用した資料のうち、検討会で公開可の決定を得たものはPDFファイルにて公開する。